

食安輸発0511第1号  
平成23年5月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成22年4月26日付け食安輸発0426第2号にて通知しているところですが、今後は、下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしくお願ひします。

なお、平成22年4月26日付け食安輸発0426第2号通知は、当該通知をもって廃止します。

### 記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨等）別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀及びPCBに係る検査を次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。  
(優先順位)  
水銀： 筋肉 舌 畝須 皮(尾羽) かぶら骨  
PCB： 皮(尾羽) 畝須 舌 筋肉 かぶら骨  
尾羽については皮の検査結果をもって判断する。皮の輸入がない個体については尾羽において検査を実施する。
3. 全個体について、該当年度の輸入食品等モニタリング計画に基づき、残留農薬項目（参考参照）の検査を実施すること。また、検査の有無については届出毎に指示することから、届出がなされた場合は検疫所業務管理室を通じ当室まで連絡すること。